

多様なアクターとの連携促進 および開発協力の発信取組



ザンビアの技術訓練校の生徒にパソコンの使い方を指導するシニア海外ボランティア（PCインストラクター）の田中精一隊員
（写真：新聞郁子/JICA）

1 連携強化のための取組	104
2 開発協力の発信に向けた取組	117
3 開発協力の適正性確保のための取組	124

第Ⅳ部 多様なアクターとの連携促進 および開発協力の発信取組

日本の開発途上国への開発協力は、今までのODAを中心とした支援のみならず、人間の安全保障の理念の下、今後より一層、地球規模課題の解決に寄与する開発協力を行わなければなりません。その実施に当たっては、政府やJICAのみならず、大企業や中小企業、地方自治体のほか、大学、NGOを含む市民社会などの多様なアクター（主体）が、互いの長所を活かしながら連携して取り組む必要があります。こうした連携を行うに当たっては、日本政府は、大企業のみならず中小企業も積極的に海外で活躍できるよう、ODAを活用した海外展開支援を行っていきます。そして、NGOや市民社会の力を最大限に引き出すと同時に、様々なアクターが世界の開発協力の現場で活躍できるよう支援していかなければなりません。

また、国民の税金を使ってODAを行う以上、結果にコミットすることが必要です。そのためにも、ODAを行う主要な実施主体であるJICAのガバナンスをきちんと確立すると同時に、ODAの実施においても健全な競争関係を確保するなど、開発協力の適正性確保のための取組を進めていく必要があります。また、日本の開発協力に対するさらなる理解を国内外で深めていくべく、一層積極的な広報・発信に関する取組を行っていきます。

1 連携強化のための取組

日本の開発協力は、多様なアクターとのパートナーシップの下で推進されています。政府・政府関係機関による開発協力の実施に当たっては、JICAとその他の公的資金を扱う機関（株式会社国際協力銀行（JBIC）、株式会社日本貿易保険（NEXI）、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）等）との間の連携を強化するとともに、民間部門を含む多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化することが重要です。

(1) 官民連携

経済のグローバル化に伴い、ODAの総額を上回る民間資金が開発途上国に流入する現在、途上国の開発のための資金ニーズに対応するためには、民間資金による開発への貢献を促進することがますます重要となっています。

日本の民間企業が途上国で様々な事業を行うこと

は、現地で雇用の機会を創り出し、途上国の税収の増加、貿易投資の拡大、外貨の獲得などに寄与し、日本の優れた技術を移転するなど、多様な成果を途上国にもたらすことができます。日本政府は、こうした民間企業との連携を通じ、効率的かつ効果的な開発効果の発現を目指し、様々な支援を行っています。

たとえば、日本政府は、官と民が連携して公共性の高い事業などをより効率的・効果的に行うことを目指すODAを活用した官民連携（PPP：Public-Private Partnership）や、技術協力による制度整備や人材育成のほか、海外投融資や円借款などを活用して、プロジェクトの計画段階から実施までの支援を行っているほか、日本企業が途上国において、様々な開発課題の解決に向けたビジネスモデルを策定するための情報収集や現地での実証活動を支援しています。

加えて、国連開発計画（UNDP）および国連児童基金（UNICEF）などの国際機関は、途上国における豊富な経験と専門性を活かし、日本企業による**包摂的ビジネス**^{ほうせつ}を推進しています。

ア. ODAを活用した官民連携（PPP）

官によるODA事業と民による投資事業などが連携して行う官民協力の方法で、民間企業の意見をODAの案件形成の段階から取り入れて、たとえば、基礎インフラはODAで整備し、投資や運営・維持管理は民間で行うといったように、官民で役割分担し、民間の技術や知識・経験、資金を活用し、開発効率の向上とともにより効率的・効果的な事業の実施を目指すものです。PPPの事例として、上下水道、空港、高速道路、鉄道などの分野が挙げられます。

イ. 協力準備調査（PPPインフラ事業）

近年、新興・開発途上国においては、建設段階のみならず、完工後の運営・維持管理を含めたインフラ事業の一部に民間活力を導入し、さらに高い効果と効率を目指す官民協働による（PPP）インフラ整備の動きが世界的に拡大しています。こうしたPPPインフラ事業においては、官民の適切な役割分担を策定するために、案件形成の初期の段階から官民が連携して取り組むことが重要であることから、JICAは、海外投融資や円借款の活用を目指したインフラ事業への参画を計画している民間企業から事業提案を広く公募し、事業計画策定のためのフィージビリティ調査（F/S）*を支援しています。

ウ. 中小企業・SDGsビジネス支援事業

開発途上国では、貧困削減、感染症、紛争、自然災害、気候変動など地球規模の様々な課題（開発課題）を抱えており、近年ますます高度化、複雑化する傾向にあります。そうした中、民間企業の自由な発想に基づいたアイデアを開発協力に取り込み、ビジネスを通じた現地の課題解決や多様なパートナーとの連携が必要となっています。

本事業は、民間企業からの提案に基づき、途上国の開発ニーズと企業が有する優れた製品・技術等とのマッチングを支援し、途上国での課題解決に貢献するビジネス（SDGsビジネス）の形成を後押しするもので、委託調査の形で必要な情報収集（基礎調査、案件化調査）や、提案製品・技術等の実証活動を通じた事業計画の策定（普及・実証・ビジネス化事業）に活用することができます。また、本事業は、「中小企業支援型」と「SDGsビジネス支援型」の2つのカテゴリーに区分されていますが、中小企業支援型について

は、上記目的を通じた日本の中小企業の海外展開を支援し、国内経済・地域活性化を促進することも期待されています。

さらに、外務省は途上国政府の要望や開発ニーズに基づき、日本の中小企業等の製品を供与することを通じ、その途上国の経済社会開発を支援するのみならず、その中小企業等の製品に対する認知度の向上を図り、継続的な需要を創出し、日本の中小企業等の海外展開を支援する無償資金協力（中小企業等の製品を活用した機材供与）も実施しています。

そのほか、日本政府は中小企業等が必要とするグローバル人材の育成を支援するため、企業に籍を置いたまま企業等の社員を青年海外協力隊やシニア海外ボランティアとして開発途上国に派遣する「民間連携ボランティア制度」*を2012年に創設し、企業等の海外展開を積極的に支援しています。なお、本制度は、JICAボランティア事業の制度見直しに伴い、2018年秋以降、「JICA海外協力隊（民間連携）」に変更されました。



ドミニカ共和国のサンティアゴ市北部郊外において、NGOが運営する貧困家庭向けの支援施設（コメドール）にて、様々な児童支援活動を行う長江茉莉子青年海外協力隊員（写真：ノバス・マキシモ）

エ. 事業・運営権対応型無償資金協力

2014年度から、日本政府は、民間企業が関与して施設建設から運営・維持管理までを包括的に実施する公共事業に無償資金協力を行うことを通じ、日本企業の事業権・運営権の獲得を促進し、日本の優れた技術・ノウハウを開発途上国の開発に役立てることを目的とする事業・運営権対応型無償資金協力を導入しました。2016年以降、ミャンマーにおける漏水対策、ケニアにおける医療廃棄物対策、カンボジアにおける上水道拡張、フィリピンにおける廃棄物対策、ミャンマーにおける上水道整備の5つの案件を実施しています。

オ. 円借款の制度改善

近年、日本の優れた技術やノウハウを開発途上国に

提供し、人々の暮らしを豊かにするとともに、特に日本と密接な関係を有するアジアのBOPビジネス*を含む新興国の成長を取り込み、日本経済の活性化にもつなげることが求められています。そのためには開発途上国と日本の民間企業双方にとって、より魅力的な円借款となるよう、制度の改善を一層進めていく必要があります。

これまで、日本政府は、日本の優れた技術やノウハウを開発途上国へ技術移転することを通じて日本の「顔の見える開発協力」を促進するために本邦技術活用条件^{注1}を導入し、適用範囲の拡大、金利引き下げ等の制度改善を行ったほか、災害復旧スタンド・バイ借款^{注2}の創設などの追加的な措置を行ってきています。また、日本政府は、官民連携（PPP）方式を活用したインフラ整備案件の着実な形成と実施を促進する、途上国政府による各種施策の整備と活用をニーズに応じて支援するべく、エクイティバックファイナンス（EBF）円借款^{注3}や採算補填（VGF）円借款^{注4}などを導入しています。

そのほか、日本政府は、「質の高いインフラパートナーシップ」^{注5}のフォローアップ策として、円借款の手続きの迅速化、新たな借款制度の創設など円借款や海外投融資の制度改善をおこなっております。たとえば、通常は3年を要する円借款における政府関係手続期間を重要案件については最短で約1年半まで短縮することや、JICAの財務健全性を確保することを前提として、外貨返済型円借款の中進国以上への導入、ドル建て借款、ハイスペック借款および事業・運営権対応型円借款を創設することなどです。また、日本政府は、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」^{注6}において、迅速化のさらなる推進を発表し、フィージビリティ調査（F/S）開始から着工までの期間を最短1年半に短縮するとともに、事業期間の「見える化」を図ることとする等、引き続き迅速な円借款

の案件形成ができるよう、制度改善に努めています。

力、海外投融資

民間企業による開発途上国での事業はリスクが高いなどの理由により、民間金融機関からの融資が受けにくい状況にあります。そこで、日本はJICAの海外投融資を活用して、途上国において民間企業が実施する開発事業へ直接、出資・融資を行うことにより支援しています。

海外投融資とは、JICAが行う有償資金協力の一つで、途上国での事業実施を担う民間部門の法人等に対して、必要な資金を出資・融資するものです。民間企業等の途上国での事業は、雇用を創出し経済の活性化につながりますが、様々なリスクがあり高い収益が望めないことも多いため、既存の金融機関から十分な資金が得られないことがあります。海外投融資は、そのような民間の金融機関だけでは対応が困難な事業、かつ、開発効果が高い事業に出資・融資し、支援対象分野は①インフラ・成長加速、②SDGs（Sustainable Development Goals）・貧困削減、③気候変動対策となっています。2017年度末までに計22件の出・融資契約を調印しています。

また、海外のインフラ事業に参画する日本企業の為替リスクを低減するため、日本政府は海外投融資制度について、従来の円建てに加え、現地通貨建て（2014年）、米ドル建て融資（2015年）の導入を相次いで発表しました。2015年に日本政府は、「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップとして、海外投融資の迅速化、対象の拡大およびJICAと他機関の連携強化を行うことを発表し、民間企業等の申請から原則1か月以内に審査を開始すること、JBICに案件の照会があった場合の標準回答期間を2週間とすること、民間金融機関との協調融資を可能とするこ

注1 本邦技術活用条件 STEP：Special Terms for Economic Partnership

注2 災害の発生が予想される開発途上国に対して、事前に円借款の契約を締結しておき、災害が発生した際には、迅速に復旧のための資金を融通できる仕組み。

注3 EBF（Equity Back Finance）円借款は、開発途上国政府・国営企業等が出資をするPPPインフラ事業に対して、日本企業も事業運営主体に参画する場合、開発途上国の公共事業を担う特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）に対する途上国側の出資部分に対して円借款を供与するもの。

注4 VGF（Viability Gap Funding）円借款は、開発途上国政府の実施するPPPインフラ事業に対して、原則として日本企業が出資する場合において、SPCが期待する収益性確保のため、開発途上国がSPCに供与する採算補填（VGF）に対して円借款を供与するもの。

注5 「質の高いインフラパートナーシップ」は、①日本の経済協力ツールを総動員した支援量の拡大・迅速化、②アジア開発銀行（ADB）との連携、③国際協力銀行（JBIC）の機能強化等によるリスク・マネーの供給拡大、④「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダードとしての定着を内容の柱としている。

注6 「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」は2016年5月のG7伊勢志摩サミットで安倍総理大臣が紹介。アジアを含む世界全体のインフラ案件向けに、今後5年間の目標として、オールジャパンで約2,000億ドルの資金等を供給すると同時に、さらなる制度改善やJICA等関係機関の体制強化と財務基盤の確保を図っていくことを盛り込んでいる。

と、および「先導性」要件の見直し、既存の民間金融機関による非譲許的な融資で現状対応できない場合に融資できることとしました。

2016年に日本政府は、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」において、JICA海外投融資の柔

軟な運用・見直しとして海外投融資の出資比率を25%から50%（最大株主にならない範囲）まで拡大するなど、出資比率上限規制の柔軟化やユーロ建て海外投融資の検討を行うこととし、その後の検討結果、それぞれ対応可能という結論に至りました。



用語解説

^{ほうせつ} * 包摂的ビジネス (Inclusive Business)

包摂的な市場の成長と開発を達成するための有効な手段として、国連および世界銀行グループが推奨するビジネスモデルの総称。社会課題を解決する持続可能なBOPビジネスを含む。

* フィージビリティ調査 (フィージビリティ・スタディ)

立案されたプロジェクトが実行（実現）可能かどうかを検証し、実施する上で最適なプロジェクトを計画・策定すること。プロジェクトがどのような可能性を持つか、また適切であるかについて、およびその投資効果について調査すること。

* 民間連携ボランティア制度

民間企業等の社員を青年海外協力隊やシニア海外ボランティアとして開発途上国に派遣し、企業のグローバル人材の育成や海外事業展開にも貢献するもの。企業等の要望に応じ、派遣国、職種、派遣期間等を相談しながら決定する。事業展開を検討している国等へ派遣し、活動を通じて、文化、商習慣、技術レベル等の把握、語学の習得のみならず、コミュニケーション能力や問題解決力、交渉力などが身に付き、帰国後の企業活動に還元されることが期待される。

* BOPビジネス (BOP : Base of the Economic Pyramid)

開発途上国の低所得層^{注7}を対象にした社会的な課題解決に役立つことが期待されるビジネス。低所得層は約50億人、世界人口の約7割を占めるともいわれ、潜在的な成長市場として注目されている。低所得層を消費、生産、販売などのバリューチェーンに巻き込むことで、持続可能な、現地における様々な社会的課題の解決に役立つことが期待される。

事例として貧困層向けの乳幼児用栄養強化食品等の販売を通じて栄養改善を図るモデル、貧困農家に対する高品質の緑豆栽培に係る技術支援を通じて、収穫量・品質改善による所得向上を図るモデルなどが挙げられる。

(2) ボランティア、NGOなどの市民参加型連携 ア. 青年海外協力隊・シニア海外ボランティア (JICA ボランティア) 事業

1965年に発足し、2015年に50周年を迎えた青年海外協力隊を含むJICAボランティア事業は、累計で91か国に5万人以上を派遣し、まさしく日本の「顔の見える開発協力」として開発途上国の発展に貢献してきました。青年海外協力隊は、技術、知識、経験等を有する20歳から39歳まで、シニア海外ボランティアは、幅広い技術、豊かな経験を持つ40歳から69歳までの国民が、開発途上国に原則2年間滞在し、現地の人々と生活や労働を共にしながら、派遣先国の経済・社会の発展に協力する国民参加型事業です。

JICA ボランティア事業は、現地の経済・社会の発展のみならず、現地の人たちの日本への親しみを深め

ることを通じて、日本とこれらの国との間の相互理解・友好親善にも寄与しています。また、ボランティア経験者が日本の民間企業の開発途上国への進出等に貢献するなど、ボランティア経験の社会還元という側面も注目されています。

日本政府は、こうした取組を促進するため、帰国ボランティアの進路開拓支援を行うとともに、現職参加の普及・浸透に取り組むなど、これらのボランティア事業に参加しやすくなるよう努めています。

なお、青年海外協力隊・シニア海外ボランティアを含むJICA ボランティア事業の制度について、総称を「JICA 海外協力隊」とし、現行の年齢による区分（青年・シニア）を、一定以上の経験・技能等の要否による区分に変更する見直しを行い、2018年秋募集から順次適用しています。

^{注7} 1人当たりの年間所得が購買力平価で3,000ドル以下の層。購買力平価とは物価水準の差を除去することによって、異なる通貨の購買力を等しくしたものの。



アフリカのマダガスカルの中でも、北東部のマジュンガ郡はとりわけ作物に乏しく、総人口約7万人の多くが貧しい生活を余儀なくされており、食料や栄養に関する十分な知識が得られないため、栄養不良や体重増加不良の子どもが少なくありません。栄養不良は、人の健康状態だけではなく、肉体・認知能力の低下による学習到達度や労働生産性の低下を引き起こし、ひいては経済・社会開発の低下にもつながるため、マダガスカルでは深刻な問題となっています。

青年海外協力隊として同地で活動していた菅沼弘美^{すげぬまひろみ}隊員は、マジュンガ郡の基礎保健診療所を拠点に、2015年10月から2017年10月の間、助産師として、妊婦検診、小児予防接種のサポート、健康教育の実施などの活動を行ってきました。

マジュンガ郡保健局では、栄養不良児の特定が十分になされていなかったため、菅沼隊員は、母子が妊婦検診や小児予防接種のために診療所を訪れた際に、子どもの体重測定を通じて栄養不良児の特定を行い、診療所に来られない地域の母子のために農村部の巡回活動を積極的に行いました。また、母子手帳に掲載されている成長発達^{せいちょうはつたつ}曲線の見方を説明するなど、母親への知識の啓発や栄養指導を行いました。

菅沼隊員と生後間もない乳児
(写真：JICA)



栄養指導にあたっては、青年海外協力隊員が協力して作成した教材「栄養改善キット」を用いたバランスのとれた食事の説明や、地元産で安価、かつ栄養価の高い食材を用いた調理のデモンストレーションを行うなど、母親にとってわかりやすく実践可能な方法を伝えました。

さらに、栄養改善を持続的に進めていくための体制作りに向けて、基礎保健診療所で働く保健ボランティアの人々が無理なく活動を続けていけるようなシステム作りにも取り組みました。

イ. 日本のNGOとの連携

日本のNGOは、開発途上国・地域において様々な分野で質の高い開発協力活動を実施しており、地震・台風などの自然災害や紛争等の現場においても、迅速かつ効果的な緊急人道支援活動を展開しています。日本のNGOは、開発途上国それぞれの地域に密着し、現地住民の支援ニーズにきめ細かく丁寧に対応することが可能であり、政府や国際機関による支援では手の届きにくい草の根レベルでの支援を行うことができます。外務省はこうした「顔の見える開発協力」を行う日本のNGOを開発協力における重要なパートナーとして、**NGOに対する資金協力を含む支援（110ページ）、NGOに対する活動環境整備支援（111ページ）、NGOとの対話（112ページ）**の点で連携を進めています。

さらに、外務省は開発協力大綱の下、NGOとの今後5年間における連携の方向性にかかわる計画をNGOと共同で作成し、2015年に発表し、その後NGOと共に同計画の進捗^{しんちょく}報告を毎年行うなど、この計画のフォローアップを行っています。

●NGOに対する資金協力を含む支援

日本政府は、日本のNGOが開発途上国・地域にお

いて開発協力事業および緊急人道支援事業を円滑かつ効果的に実施できるように様々な協力を行っています。

■日本NGO連携無償資金協力

外務省は、日本NGO連携無償資金協力として、日本のNGOが開発途上国で実施する経済社会開発事業に資金を提供しています。事業の分野も医療・保健、教育・人づくり、職業訓練、農村開発、水資源開発、地雷・不発弾処理のための人材育成支援等、幅広いものとなっています。この枠組みを通じて2017年度は日本の62のNGOが、35か国・1地域において、総額約50.7億円の事業を113件実施しました。

■ジャパン・プラットフォーム（JPF）

2000年にNGO、政府、経済界の連携によって設立された緊急人道支援組織である「ジャパン・プラットフォーム（JPF）」には、2019年1月時点で42のNGOが加盟しています。JPFは、外務省から供与されたODA資金や企業・市民からの寄付金を活用して、大規模な災害が起きたときや紛争により大量の難民が発生したときなどに生活物資の配布や生活再建等の緊急人道支援を行っています。2017年度には、アフガニスタン人道支援、イエメン人道危機対応支援、イラ

ク・シリア難民・避難民支援、パレスチナ・ガザ人道支援、南スーダン支援、ミャンマー避難民人道支援、シエラレオネおよび南アジアでの水害支援、スリランカ洪水支援など、10プログラムで83件の事業を実施しました。

■ NGO 事業補助金

外務省は、日本のNGOを対象に、経済社会開発事業に関連し、事業の形成、事業実施後の評価、国内外における研修会や講習会などを実施するNGOに対し、200万円を上限に総事業費の2分の1までの補助金を交付しています。2018年には8団体がこの補助金を活用し、プロジェクト形成調査および事後評価、国内外でのセミナーやワークショップなどの事業を実施しました。

■ JICAの草の根技術協力事業

JICAの技術協力プロジェクトにおいてはNGOを含む民間の団体に委託して実施される場合があります、NGO、大学や地方自治体といった様々な団体の専門性や経験も活用されています。さらに、国際協力の意志を持つ日本のNGO、大学、地方自治体および公益法人等の団体の提案による国際協力活動について、「草の根技術協力事業」を実施しており、2017年度は222件の事業を世界51か国で実施しました。同事業には、団体の規模や種類に応じて、次の3つの支援方法があります。①草の根パートナー型（事業規模：総額1億円以内、期間：5年以内）、②草の根協力支援型（事業規模：総額1,000万円以内、期間：3年以内）、③地域提案型（事業規模：総額3,000万円以内、期間：3年以内。地域活性化特別枠は総額6,000万円以内）

● NGO に対する活動環境整備支援

NGOに対する資金協力以外のさらなる支援策として、NGOの活動環境を整備する事業があります。これは、NGOの組織体制や事業実施能力をさらに強化するとともに、人材育成を図ることを目的とした事業で、外務省は、具体的には以下の4つの取組を行っています。

■ NGO 相談員制度

外務省の委嘱を受けた全国各地の経験豊富なNGO



草の根技術協力プロジェクトの地域活性化特別枠に採択された宮城県「丸森町の在来技術を活用した小規模農家の食糧の安定利用強化プロジェクト」で、ザンビアの研修員に野菜栽培を教えている様子。詳細は68ページの「国際協力の現場から」を参照。（写真：耕野振興会）

団体（2017年度は15団体に委嘱）が、市民やNGO関係者から寄せられる国際協力活動やNGOの組織運営の方法、開発教育の進め方などに関する質問や相談に対応する制度です。そのほか、国際協力イベントや教育現場等において国際協力に関する講演やセミナー等を無料で提供し、多くの人がNGOや国際協力活動に対して理解を深める機会をつくるようにしています。

■ NGO インターン・プログラム

NGO インターン・プログラムは、日本の国際協力NGOへの就職を希望する若手人材のために門戸を広げると同時に、将来的には日本のODAにも資する若手人材の育成を目指しています。これを通じて日本のNGOによる国際協力を拡充し、ODAとNGOとの連携関係をさらに強化していくことを目的として、外務省はインターンの受入れと育成を日本の国際協力NGOに委託し、育成にかかる一定の経費を支給しています。

インターン受入れNGOは、「新規」に10か月採用されたインターンをさらに12か月間の「継続」インターンとして採用するための申請を行うことができ、最長22か月かけてインターンの育成を行うことが可能となっています。2017年度は、このプログラムにより、計10人がインターンとしてNGOに受け入れられました。

■ NGO 海外スタディ・プログラム

NGO 海外スタディ・プログラムは、日本の国際協力NGOの人材育成を通じた組織強化を目的として、日本の国際協力NGOの中堅職員を対象に、最長6か月間、海外での研修を受けるための経費を支給するものです。このプログラムは、国際開発分野の事業や同

分野の政策提言等において優良な実績を有する海外 NGO、または国際機関にて実務能力の向上を図る「実務研修型」と、海外の研修機関が提供する有料プログラムの受講を通じて専門知識の向上を図る「研修受講型」の二つの形態で実施しています。研修員は、所属団体が抱える課題に基づき研修テーマを設定し、帰国後には研修成果の還元として、所属団体の活動に役立てるとともに、ほかの NGO とも情報を広く共有し、日本の NGO 全体の能力強化に尽力することとしています。2017年度は、このプログラムにより、7人が研修を受けました。

■ NGO 研究会

外務省は、NGO の能力、専門性向上のための研究会の実施を支援しています。具体的には、業務実施を委嘱された NGO がほかの NGO 等の協力を得ながら、調査、セミナー、ワークショップ（参加型の講習会）、シンポジウムなどを行い、具体的な改善策の報告・提言を通じて、NGO 自身の組織および能力の強化を図ります。2017年度、NGO 研究会は、「日本の NGO による、アジア・アフリカ諸国における政府と現地 NGO の対話プロセス構築支援の方法に関する研究」「日本の NGO の安全管理における課題の把握と政策の提言」「グローバル・ヘルスと NGO」の3つのテーマに関する研究会を実施しました。活動の報告書・成果物は外務省の ODA ホームページに掲載されています。

■ JICA の NGO 等活動支援事業

外務省が行う支援のほかに、JICA では国際協力活動を実施している NGO・NPO、公益法人、教育機関、自治体等の団体（NGO 等）が、より効果的で発展的な事業を実施・推進するため、様々な形で研修等の NGO 等活動支援事業を実施しています。JICA の企画や NGO からの提案により、草の根技術協力事業等の実施に際して必要となる開発途上国における事業実施に係る研修や、NGO 等の機能強化に資する各地域や分野の状況に応じた研修を実施しています。

■ NGO-JICA ジャパンデスク

JICA は NGO の現地での活動を支援するとともに、NGO と JICA が連携して行う事業の強化を目的として、「NGO-JICA ジャパンデスク」を海外 20 か国に設置しています。NGO-JICA ジャパンデスクでは、

主に①日本の NGO 等との連携による JICA 事業の円滑な実施に必要な業務、②日本の NGO 等の現地活動を支援する業務、③日本の NGO 等と JICA との連携強化に必要な業務の3つのサポートを行っています。

● NGO との対話

■ NGO ・外務省定期協議会

NGO ・外務省定期協議会は、NGO と外務省との連携強化や対話の促進を目的として、ODA に関する情報共有や NGO との連携の改善策などに関して定期的に意見交換する場として 1996 年度に設けられました。現在では、年 1 回の全体会議に加え、「ODA 政策協議会」と「連携推進委員会」の二つの小委員会が設置されています。どちらの小委員会も原則としてそれぞれ年 3 回開催されます。「ODA 政策協議会」では ODA 政策全般に関する意見交換が、「連携推進委員会」では NGO 支援・連携策に関する意見交換が行われています。

■ NGO ・在外 ODA 協議会

2002 年以降、日本政府は日本の NGO が多く活動している開発途上国において、大使館、JICA、NGO 関係者が意見を交換する場として「NGO ・在外 ODA 協議会」を設置して、ODA の効率的・効果的な実施等について意見交換を行っています。

■ NGO-JICA 協議会

JICA は、NGO との対等なパートナーシップに基づき、より効果的な国際協力の実現と、国際協力への市民の理解と参加を促すために、NGO-JICA 協議会を 2017 年度は年に 4 回開催しました。

(3) 地方自治体との連携

日本の地方自治体の持つ様々なノウハウは、世界中の開発途上国の経済や社会の発展において必要とされています。たとえば、多くの開発途上国では近年成長や都市化が著しい反面、環境問題やインフラの問題などへの対応が追いつかない中で、水、エネルギー、廃棄物処理、防災等の分野で豊富な知見を蓄積している日本の地方自治体の協力がますます必要とされていることから、日本政府は ODA への自治体の参画を推進してきました。また、地方自治体の側のニーズの観点からも、日本の地域の活性化や国際化の促進のため、

地方の産業を含めた地方自治体の海外展開を積極的に推進しています。

また、JICAは、2013年度より、草の根技術協力事業の中で、「地方活性化特別枠」を設けました。地方自治体が主体となって地域の知見・経験・技術などを活用した海外展開と途上国の開発課題解決との両立を目指し、途上国のみならず、日本の地域経済の活性化に貢献するWIN-WINの関係を築くことが期待されます。

(4) 大学との連携

政府は、大学が持つ開発途上国の開発に貢献する役割、国際協力を担う人材を育成する役割、日本の援助哲学や理論を整理し、発信する役割など、援助の理論整理、実践、国民への教育還元までの援助のサイクル全般への広い知的な側面において協力し、連携を図っています。実際に、様々な大学と共同で技術協力や円借款事業、草の根技術協力事業をはじめとする事業を推進しています。

一例として、開発途上国の経済社会開発の中核となる高度人材の育成を目的に、政府は人材育成奨学計画（JDS）を活用し、途上国の若手行政官等を留学生として累計36大学で受け入れており、2018年度は新規に321名を受け入れています。

また、産学官連携によるアフリカ産業人材の育成（ABEイニシアティブ）では、日本全国の72大学129学科が研修員を受け入れています。さらに、

ASEAN諸国に対しては、JICAの技術協力プロジェクトとして、**アセアン工学系高等教育ネットワーク（AUN/SEED-Net）プロジェクト***を実施しており、日ASEAN大学間のネットワーク強化や産業界との連携、周辺地域各国との共同研究等を行っています。

さらに、近年、地球温暖化や感染症対策をはじめとしたグローバルな課題の脅威が急激に増してきており、その解決のために科学技術のさらなる発展が求められています。特にこれらの脅威の影響を受けやすい途上国では、地域のニーズに基づく研究開発が必要であることから、日本の優れた科学技術への期待が高まってきています。同時に、途上国の大学・研究機関等の自立的な研究開発能力の向上や持続的な活動推進体制の構築も急務となっています。このような問題意識の下、2008年から、JICAが文部科学省、科学技



地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）を通じて、ガボンのモワイヤン・オグエ州ランバネ市の医学研究センター（CERMEL）で研究技術指導をしている長崎大学熱帯医学研究所の牛島由理研究員。詳細は47ページの案件紹介を参照（写真：青木 純 JICA業務調整専門家）



タンザニア

アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABEイニシアティブ）「修士課程およびインターンシップ」プログラムおよびザンジバル都市水道配水施設改善事業

技術協力（研修）・有償資金協力（2015年8月～2017年9月「ABEイニシアティブ」、2016年2月～2017年12月「ザンジバル都市水道配水施設改善事業」準備調査）

タンザニアのザンジバル諸島最大の島ウンブジャ島では、財政難によって老朽化した送配水管設備が改修されず、給水量が不足し、時間給水や断水が日常化していました。そこで日本は2008年から2010年の技術協力プロジェクト「ザンジバル水公社経営基盤整備プロジェクト」において、ザンジバル水公社（Zanzibar Water Authority：ZAWA）に対して、顧客管理システムの整備や料金徴収に関する技術移転を支援し、水道料金徴収体制を確立しました。現在、ZAWAの総裁であるムーサ・ハッジ氏（Mr. Mussa Ramadhan Haji）は、同プロジェクトのフェーズ2（2011年～2015年）の際にはZAWAの顧客部長として尽力しました。同プロジェクトの実施によりZAWAの経営能力が改善され、安定した水道サービスの提供に寄与しています。

ハッジ氏は、同フェーズ2完了後の2015年にABEイニシ

アティブに参加し、東洋大学において、ZAWAにおける水道メーターの設置と水使用量の関係に関する研究を行い、2017年に修士号を取得しました。帰国後は一時、タンザニアの公共サービス規制局に在籍していましたが、2018年3月、ザンジバル大統領よりZAWA総裁に任命されました。

ハッジZAWA総裁は、強いリーダーシップの下、ZAWAの水道サービス向上に引き続き尽力しており、有償資金協力案件「ザンジバル都市水道配水施設改善事業」の案件形成の促進にも貢献しています。



ザンジバル水公社による井戸の修理作業（写真：JICA）

術振興機構（JST）、日本研究医療開発機構（AMED）と連携し「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）^{注8}」を実施しています。SATREPSを通じ、日本と途上国の大学・研究機関の間で国際共同研究が行われています（具体例については、24

ページ「国際協力の現場から」も参照。).

こうした大学との連携は、途上国の課題解決における学術面での向上に寄与していることに加え、海外から研修員が日本の大学で研修・研究することで、日本の大学の国際化にも貢献しています。



用語解説

*アセアン工学系高等教育ネットワーク（AUN/SEED-Net : ASEAN University Network/ Southeast Asia Engineering Education Development Network）

ASEANに加盟する10か国における工学分野のトップレベルの26大学と、日本の支援大学14校から構成される大学ネットワークとして、2001年に発足。東南アジアと日本の持続的な発展のために、工学分野で高度な人材を輩出するべく様々な研究・教育活動を実施してきている。このプロジェクトは、東南アジア諸国の政府や大学、本邦大学の協力の下、JICAを通じて主に日本政府が支援を行っている。

(5) 諸外国および国際機関との連携

ア. 諸外国との連携

日本は、各地域や分野において他のドナー（援助国）との協調を推進しています。それに加え、幅広い開発課題に関する対話も行っており、2018年にはEUとの対話を実施しました。ODAを効果的に活用し、国際社会全体で開発課題に取り組むためにも、他のドナーとの協力や連携の重要性は高まっています。

開発協力はこれまで、経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）の加盟国、いわゆる伝統的なドナーが中心的な提供者となってきましたが、近年、中国、インド、サウジアラビア、ブラジル、トルコなどの新興国も開発途上国に対して支援を行い、開発課題に大きな影響力を持ち始めています。自らが援助を受ける側から提供する側へと主要ドナーへの道を歩んできた経験を持つ日本は、新興国を含む諸国とも連携し、新興ドナーから途上国に対する援助（南南協力）が効果的に促進されるよう、新興国への支援（三角協力）も行っています。

イ. G7開発問題における連携

2018年5月31日から6月2日、カナダ・ウィスラーでG7開発大臣会合が8年ぶりに開催され、日本からは、中根外務副大臣（当時）が出席しました。同会合では、ジェンダーに焦点を当てつつ開発分野の諸課題について議論し、議長総括のほか、①持続可能な開発のための思春期少女の力の解放に関するウィスラー宣言、②人道支援におけるジェンダー平等及び女性・女

児のエンパワメントに関するウィスラー宣言、③国際支援における性的搾取・虐待からの保護に関するウィスラー宣言、④開発に影響を与えるイノベーションを加速するためのウィスラー原則を発出しました。



カナダ・ウィスラーで開催されたG7開発大臣会合に出席した中根外務副大臣（当時）がマリー＝クロード・ビボー・カナダ国際開発大臣（議長）と握手している様子

ウ. 国際機関との連携

近年、貧困、気候変動、防災、保健など、国境を越える地球規模課題に対して、国際社会が一致団結して取り組むことが強く求められている中、日本は国際機関との連携も行っています。

OECDのDACでは、2030アジェンダを含む今の時代に則した開発協力のため、新興国や民間部門等の多様な主体との連携強化を含め、取り組んでいます。具体的には、各国のODA実績が正当に評価されるための測定方法の改定や、ODAを活用した民間の開発資金の動員の方策、民間や新興ドナー国などのODA

注8 SATREPSについては、23ページの用語解説を参照

以外の開発資金を幅広く統計として捕捉^{ほそく}する方策等について議論が行われています。

2016年、日本はOECD開発センターに復帰しました。同センターは、開発途上国の開発問題に関する調査・研究を行うOECD内のシンクタンクです。OECD加盟国のみならず、OECDに非加盟の新興国・途上国も参加し、様々な地域における開発について政策対話を行う場として、重要な役割を持っています。日本は、2018年4月にも「質の高いインフラの推進に関するセミナー」を同センターと共催する等、緊密に協力しており、引き続き同センターとアジアとの関係を強化する役割を果たしていく考えです。本セミナーでは、「質の高いインフラ」の概念の普及を目的として日本が同センターに対して任意拠出を行ったことを踏まえつつ、関係国・機関により質の高いインフラに関する取組みの紹介がなされ、量のみならず質を確保しつつインフラを整備していくことの重要性が参加者の間で共有されました。

日本は、2011年釜山援助効果向上ハイレベルフォーラムにて立ち上げられた「効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ（GPEDC）」においても、多様な開発主体間のパートナーシップを通じた開発援助の効果向上に関する国際的な議論に貢献しています。2016年に開催された第2回GPEDCハイレベル会合では、日本は、SDGs達成のための効果的で包摂^{ほうせつ}的な連携のツールとして、自らの開発協力の実績に基づきながら三角協力の有効性を広く発信し、議論に貢献しました。